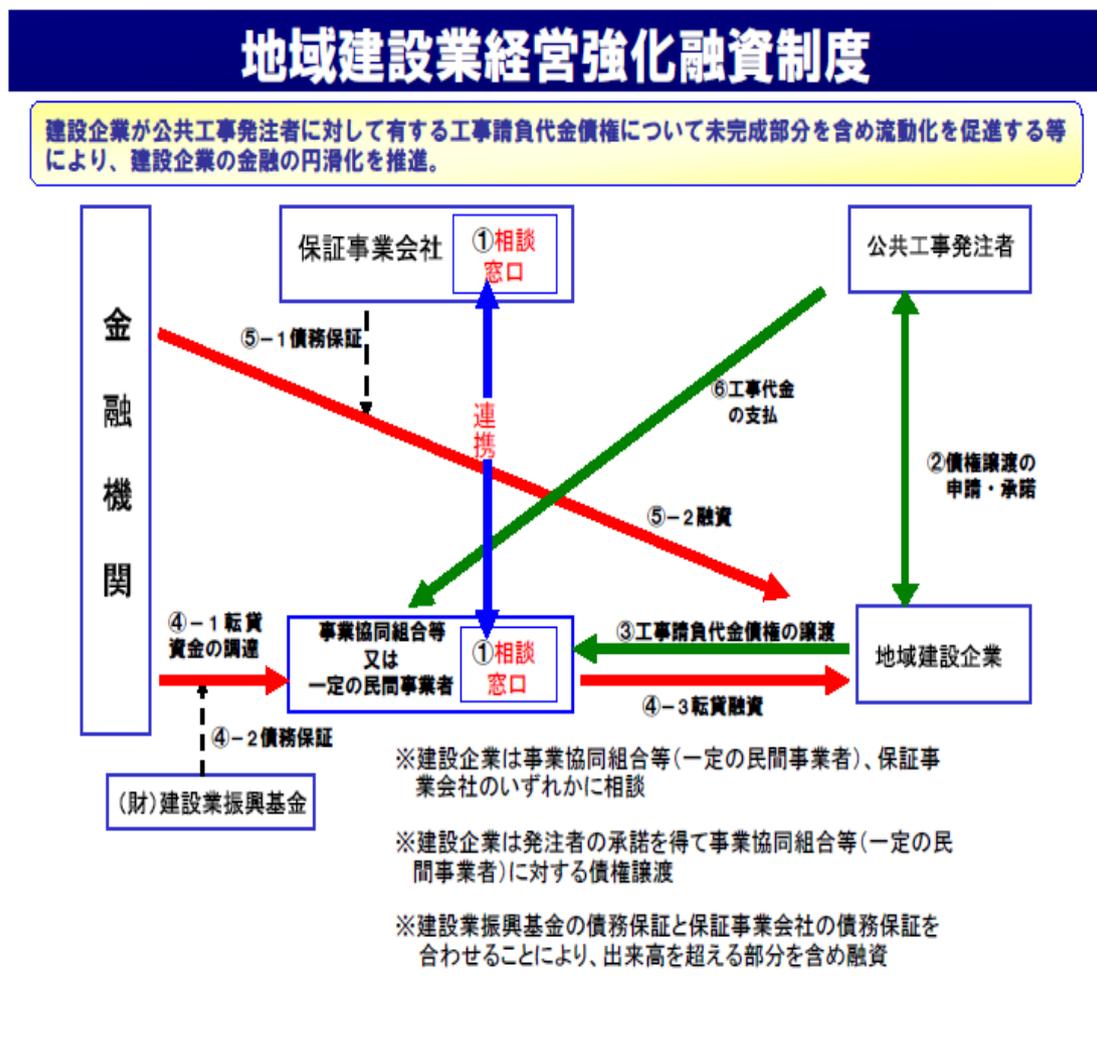


地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡について

(制度の概要)

現在の厳しい経済状況をふまえて、地域の経済・雇用を支える中小・中堅元請建設業者（原則として、資本の額もしくは出資の総額が20億円以下または常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者）の公共事業に係る工事請負代金債権について **未完成部分を含め**流動化を促進することで資金供給の円滑化及び下請保護を図るための制度です。（この制度の適用は令和8年3月31日までに限ります。）

(制度の流れ)



(制度の対象になる工事)

市が発注する建設工事で前払金の支払をうけたもの。ただし、次のいずれかに該当するものは除きます。

- ① 低入札価格調査の対象となった工事。
- ② 債務負担行為に係る工事。ただし、最終年度の工事であって年度内に終了見込みのものを除く。
- ③ 継続費を設定した工事。ただし、最終年度の工事であって年度内に終了見込みのものを除く。
- ④ 繰越工事及び繰越が見込まれる工事であって、債権譲渡の承諾時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事。
- ⑤ 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事。
- ⑥ 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とするもの。
- ⑦ 市が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事。

(債権譲渡を承諾する時点)

債権譲渡の承諾する時点は、当該工事の出来高（第2第2号ただし書及び第3号ただし書に規定する工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とします。

(申請書類等)

- ① 債権譲渡承諾申請書（様式第2号）・・・1部
- ② 工事履行報告書（様式第1号）・・・1部
- ③ 発行日から3ヶ月以内の請負業者及び債権譲渡先の印鑑証明書・・・各1部
- ④ 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書・・・1部
- ⑤ 市税の滞納がないことを証する書類（納税証明書：請負業者のみ）

(お問い合わせ先)

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ・千曲市役所 管財契約課 | (TEL) 026-273-1111 内線 4124 |
| ・長野県建設事業協同組合連合会 | (TEL) 026-228-7200 |
| ・東日本建設業保証㈱ 長野支店 | (TEL) 026-226-7520 |
| ・㈱建設経営サービス | (TEL) 03-3545-8534 |
| ・㈱建設経営サービス 長野営業所 | (TEL) 026-226-7506 |